

平成19年3月28日
公害等調整委員会事務局**「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」の裁定**

公害等調整委員会の裁定委員会（加藤和夫裁定委員長）は、標記事件について、本日平成19年3月28日付けで裁定を行い、同日、裁定書を受訴裁判所及び当事者に送付しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

本事件は、黒部川河口以東の海域において刺し網漁業を営んできた漁業者13名及びワカメ養殖業を営んできた栽培組合（原告ら）が、関西電力㈱（被告）が出し平ダムに堆積した土砂を平成3年12月から継続して黒部川に排出したこと（「排砂」）により、原告らは、平成4年以降継続的に漁獲量減少の漁業被害を受けているとして、平成14年12月4日富山地方裁判所に提訴した「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」について、同裁判所から公害等調整委員会に対し、本件訴訟に係る排砂と漁獲量の減少との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法第42条の3第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされ、当委員会は平成16年8月4日付けでこれを受け付けたものである。

2 事件処理の経過

嘱託を受けて、公害等調整委員会は、直ちに裁定委員会を設け、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3名を選任した上で、当事者及び参考人の集中的証拠調べを行うとともに、現地調査、現地での底質調査を実施したほか、専門委員らの科学的分析による報告書を作成するなどして審理を遂げ、平成18年12月22日の第14回審問期日をもって審問を終結した。

3 裁定委員会の判断

裁定書のとおり（要旨別添）。

（連絡先）

公害等調整委員会事務局審査官室

担当：審査官 針塚、森丘

電話：（代表）3581-9601

内線2322、2335

（直通）3581-9952

(参考1)

事件処理の経過

平成16年	8月4日	富山地裁から「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」についての原因裁定囑託書を受付
	10月28日	第1回審問期日
	12月16日	第2回審問期日
平成17年	2月1日	専門委員を任命 ・(独)水産総合研究センター理事 松里壽彦
	23日	第3回審問期日
	4月15日	専門委員を任命 ・東京工業大学名誉教授 一國雅巳
	27日	第4回審問期日
	6月15日	第5回審問期日
	9月9日	第6回審問期日
	12月22日	第7回審問期日
平成18年	2月17日	専門委員を任命 ・東京大学名誉教授 清水誠
	3月3日	第8回審問期日
	4月10日	第9回審問期日
	5月29～31日	第10～12回審問期日 ・原告ら本人尋問(2名) ・原告ら及び被告申請の参考人尋問(5名)
	7月12～13日	裁定委員及び専門委員による現地調査
	8月～9月	現地底質調査
	8月31日	第13回審問期日
	12月21日	第14回審問期日(審問終結)
平成19年	3月28日	裁定

(参考2)

公害等調整委員会の漁業被害に係る裁定事件の先例

全11件

事件の表示	事 件 名	終結年月日	終結区分
昭和54年(ゲ)第1号	仙台湾における養殖海苔被害 原因裁定申請事件	S56.3.30	調停成立
昭和55年(セ)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	S58.10.17	裁定申請 取下げ
昭和57年(ゲ)第1号	壱岐における養殖真珠被害原 因裁定申請事件	H1.3.6	一部認容
昭和61年(セ)第1号 (外1号)	森浦湾における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	S63.7.21	調停成立
昭和62年(セ)第1号			
平成11年(セ)第2号	尾鷲市における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	H14.2.18	棄却
平成11年(セ)第3号	佐伯市における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	H15.1.31	一部認容
平成12年(セ)第1号	奄美大島における漁業被害等 責任裁定申請事件	H15.6.17	調停成立
平成13年(セ)第1号		H13.2.19	裁定申請 取下げ
平成15年(ゲ)第2号	有明海における干拓事業漁業 被害原因裁定申請事件	H17.8.30	棄却
平成15年(ゲ)第3号			

調停成立4件, 一部認容2件, 申請取下げ2件, 棄却3件

(参考3) 原因裁定の囑託について

- 公害等調整委員会の行う「裁定」は、審判の一種であり、公害紛争処理法に基づき、3人又は5人の裁定委員から成る裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続きを経て認定判断（裁定）をする手続である。
- 「原因裁定」は、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否の争点に限定して集中的かつ能率的に審理を行い、迅速にこの点についての結論を出すというものであり、公害紛争処理制度に特有の制度である。
- 公害紛争処理法では、公害に係る被害に関する民事訴訟について、受訴裁判所が、公害等調整委員会に対し原因裁定を囑託できるとされている（42条の3第1項）。本件は、公害等調整委員会の創設以来三十余年の歴史の中で初めての受訴裁判所からの原因裁定の囑託があった事件である。

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件

裁定要旨

○ 事案の概要

本件は、富山地裁に係属中の民事訴訟である「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」について、受訴裁判所から公害等調整委員会に対し原因裁定の囑託があったものである。

出し平ダムは、昭和60年に黒部川に被告(関西電力)が完成させた我が国最初の排砂式ダムで、平成3年12月の初回排砂から同18年7月までに15回の排砂が行われている。

上記訴訟では、原告ら(黒部川河口東部海域で刺し網漁業を営む13名の漁民とワカメ養殖を営む1組合)は、排砂によって同海域の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少していると主張して、被告に対し、排砂の差し止めと損害賠償を求めている。

本件では、この訴訟の争点のうち、裁定の囑託のあった「排砂によって本件海域の魚類や海藻の生育環境が悪化したために魚類やワカメの漁獲量が減少しているか否か」の争点について審理・判断がされた。

○ 本件の具体的な争点

本件の具体的な争点として、原告らは、概ね次のとおり主張している。

- 1 ダム湖底でスメクタイト(粘土鉱物の一種)が生成され、これが排砂によって海域に到達すると、海底の固化(ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する)を生じさせたり、魚類のえらをつまらせたりする。
- 2 ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底

ないし海底直上水を貧酸素状態にする。

- 3 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- 4 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている(ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。)

これに対し、被告(関西電力)は、排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではないなどと反論している。

○ 裁定理由の要旨

- 1 スメクタイトが短期間(数年単位)で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。

海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。

スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらをつまらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。

- 2 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的の海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。

過去に行われた多数の調査(当委員会の実施した調査を含む)の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位(環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標)の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。

- 3 排砂に特有の半分解状態の有機物(黒色濁水の成分)は、排砂時に一緒に

流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域(水深およそ20m以浅)に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる。ただ、このような泥の堆積は、冬期の荒波などで概ね消失する。

浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。

4 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、影響を及ぼしたと認めるに足りる証拠はない。

5 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。

他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。

6 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下(藻体の黄変、成長不良、ヨコエビ・ワレカラの付着など)が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、上記のとおり浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期(ワカメの成長期)の荒波で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起因するものと認めることができる。

○ 結論

以上のとおり、魚類については、排砂によって漁獲量の減少が生じていると認めることができないが、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めることができる。